

特区要望書

【東京都の待機児童を壁】

物件の壁（物件不足と過剰規制）

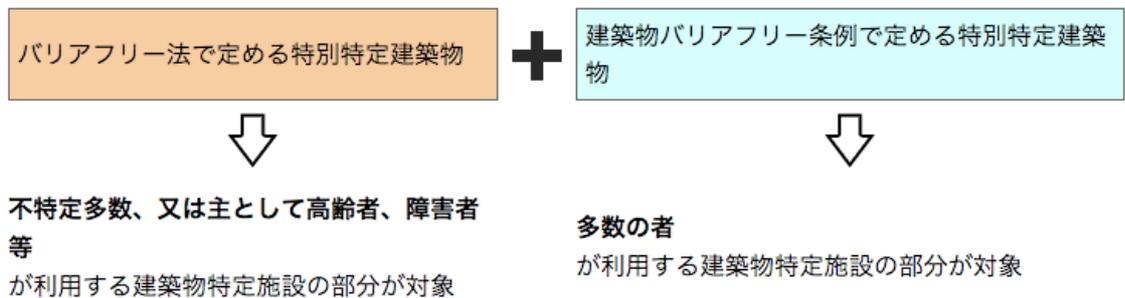
- ・ 大規模な認可保育所向けの用地や物件が、都市部では不足している。仮にあっても周辺住民の反対運動などがあり、物件取得のハードルは高い
- ・ 小規模認可保育所は、比較的物件を見つけやすいが、**過剰な規制**が存在する
- ・ 東京都においては、**バリアフリー条例**を保育所全体にも適用。また、二方向避難も厳しすぎ、角地や間口が10メートルある物件でないと開園が難しくなっている。

【解決策】

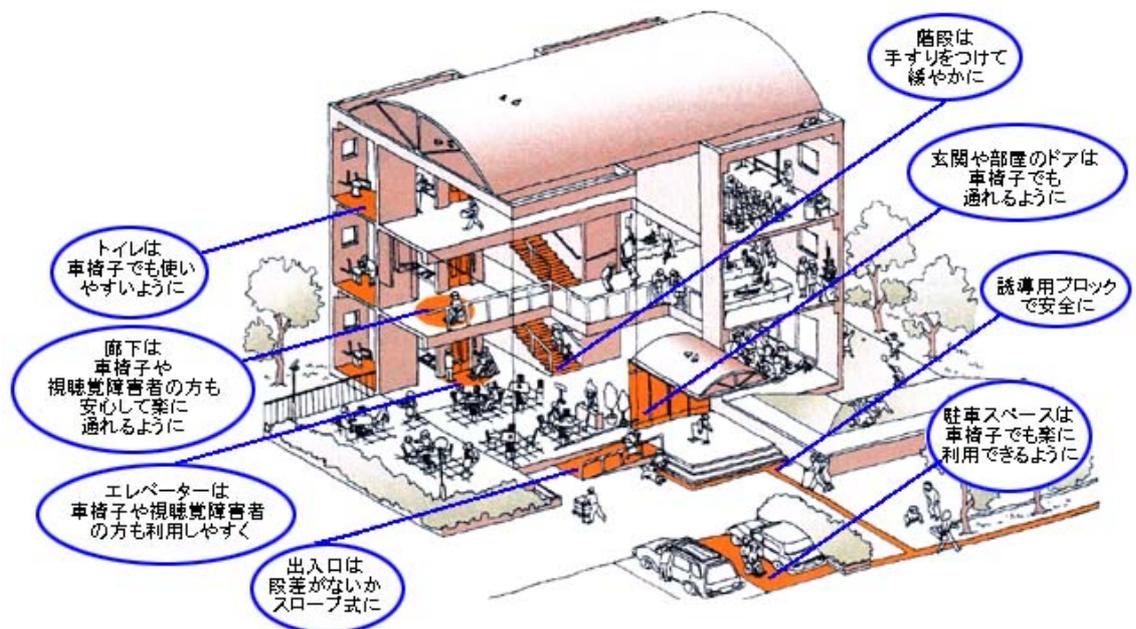
物件規制の緩和（バリアフリーと二方向避難の見直し）

- ・ 東京都は国のバリアフリー法に基づき、条例によって**上乘せ規制**をかけている

<義務付け対象となる用途>



- ・ 一方で、小規模認可保育所はそもそも「多数の者」は来ないし、車椅子の人も滅多に来ない。（万が一来たとしたら、個別対応をすればよし）
- ・ にもかかわらず、「通路を車椅子が通れるように」等、マンション利用においてはおよそ現実的でない指導を行っている



- また、2方向避難についても、「2箇所2方向（2つの道路への避難）ができない場合（接道が一つの場合）最終的な避難先が10m離れていること」を基準としていて、この基準が小規模保育所にも適用されている。
- 上記の基準からすると、
 - 角地もしくは土地の両面が接道している建物
 - 10m以上の間口がある建物
 でないと保育園の設置ができない
- 土地が狭い東京都において、これらの条件をクリアする建物を見つけるのは非常に厳しい
- 一方で仙台市等は、バリアフリー法は適用除外となっており、小規模認可保育所においては2方向避難も適用除外である
- そこで、東京都が「待機児童対策特区」となり、小規模認可保育所についてはバリアフリー法と2方向避難規定をあてはめないようにして頂きたい

以上

内閣府子ども子育て会議 委員
 NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
 (財) 日本病児保育協会 理事長
 認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
 駒崎弘樹